

令和 5 年 9 月 19 日
日 本 銀 行

日・マレーシア間の 二国間通貨スワップ取極の更新

日本・マレーシア間の二国間通貨スワップ取極 (BSA) について、両国は、2020 年に締結した交換上限額を 30 億米ドルとする取極を更新し、その取極文が日本国財務大臣の代理人たる日本銀行及びマレーシア中央銀行の間で交わされ、本年 9 月 18 日に発効した(注)。

今回の改正においては、直近のチェンマイ・イニシアティブ (Chiang Mai Initiative Multilateralisation : CMIM) 契約書の改正に沿った修正が組み込まれている。

日本及びマレーシアは、本取極が、両国間における更なる金融協力の深化に資するとともに、アジア域内の金融安定に貢献することに合意する。

(注) 本取極は、日本及びマレーシア当局が、相互に米ドルと自国通貨を交換することを、また、マレーシア当局が、日本円と自国通貨を交換することを可能とするもの。

以 上